

仕 様 書

1 件名

令和3年度みきちゃん公式SNS等プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 事業目的

本県が有する魅力的な資源を全国に発信するため、その核となる愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」の認知度向上を中心に、情報拡散力が強く、幅広いユーザー層にリーチし、関係構築に寄与するSNSやWEBサイトを活用し、みきちゃん及びみきちゃんを通じた本県の新たなファン獲得を図る。

4 業務概要

受託者は、愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」公式SNSやみきちゃん公式サイト「みきちゃんのかんづめ」を活用し、みきちゃんを通じて本県の観光・物産・食等の魅力を強力にユーザーに発信するデジタルコンテンツを制作し、広告やキャンペーンにより、ファン（フォロワー）の拡大やファンによる情報発信の促進を図ることで、みきちゃんの認知度向上につながるよう、以下の業務を実施すること。

また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

5 ターゲット層

国内を対象とし、SNSによる情報拡散が期待できる若年層（10～20代）及びみきちゃんのコアファン層（30～40代・特に女性）をメインターゲットとする。

6 実施業務

(1) デジタルコンテンツ制作業務

- ・既存のみきちゃん公式SNS（Twitter、Facebook、Instagram）（以下、「公式SNSアカウント」という。）及びみきちゃん公式サイト「みきちゃんのかんづめ」（以下、「公式サイト」という。）を活用し、強力にみきちゃん及び本県の魅力発信につながるSNS漫画及びサイトコンテンツを制作すること。

(2) ハッシュタグキャンペーン運用業務

- ・ファン（フォロワー）による情報発信を促進するハッシュタグキャンペーンを実施すること。

(3) SNS広告配信業務

- ・(1)で制作したデジタルコンテンツ、(2)のハッシュタグキャンペーンについては、話題性、拡散性等を確保し、新たなファン獲得、さらには自ら情報発信する「コアファン化」へとつなげるため、公式SNSアカウント等を活用し、効果的な広告配信を実施する。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)の実施に基づく効果測定及び報告業務

- ・事業状況を常にモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応する。
- ・発展性をもって効果検証を実施し、今後の改善策等の提案を行う。

7 委託内容

(1) デジタルコンテンツ制作業務

みきゃん及び本県の認知度向上及び魅力発信につなげるため、以下のデジタルコンテンツを制作すること。

① SNS漫画制作業務内容

ア 業務概要

- ・ターゲット層と親和性の高いフォロワーを多数獲得しており、広いアプローチに繋がるSNS漫画家を選定のうえ、みきゃん及び本県の効果的なPRにつながるSNS漫画を制作する。

イ SNS漫画制作

- ・1話あたり2ページ以上のボリュームとし、7話以上制作すること。なお、うち1話はみきゃん誕生10周年記念をテーマとすること。
- ・みきゃん及びダークみきゃん、こみきゃんを活用し、新たなファン獲得につながる内容とすること。
- ・県内の観光や物産、食等を用いて、愛媛の魅力が伝わる内容とすること。

ウ SNS漫画の投稿

- ・完成したSNS漫画は、当該漫画家自身のSNSアカウント及び公式SNSアカウントから発信するとともに、公式サイトに掲載すること。

エ その他

- ・漫画はストーリー、イラスト、ともに新規制作を原則とする。
- ・漫画のテーマ選定にあたっては、事前に県と協議を行うこと。
- ・SNSやウェブサイト上で表示可能なファイル形式とすること。

② サイトコンテンツ制作業務内容

ア 業務概要

- ・公式サイトへの流入増加を図るため、当該サイトに掲載するコンテンツを3本以上新規に制作する。

イ サイトコンテンツ制作

- ・サイトコンテンツは、公式サイトの閲覧増加を促進するため、①のSNS漫画と関連したものとする。
- ・ホームページ等の作成にあたっては、県が提供するテンプレートデータを元に、現行の公式サイトのデザインに沿ったものを作成すること。
- ・作成したホームページへの流入を図るため、公式サイト内にリンクを設置すること。

ウ サイトコンテンツの公表

- ・完成したサイトコンテンツは、公式サイトで公表すること。

エ その他

- ・公式サイトについては、公式サイト内に掲載するみきゃん10周年記念ページを別途制作中であり、8月末に公開予定としている。

③ その他

- ・ 上記①、②で制作したデジタルコンテンツは、適切な時期に公開、発信するよう適正なスケジュールを組むこと。
- ・ デジタルコンテンツ制作に関する情報収集に係る費用、事務経費等の一切の業務（費用）は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。

(2) ハッシュタグキャンペーン業務

みきゃんファン（フォロワー）を対象に、みきゃんに関する情報発信に参加してもらうハッシュタグキャンペーンを実施し、ファンとの関係強化を図る。

① ハッシュタグキャンペーン

ア 業務概要

- ・ 全国のみきゃんファン（フォロワー）が参加可能なハッシュタグキャンペーンを実施すること。

イ キャンペーンページの制作等

- ・ ハッシュタグキャンペーンの実施にあたっては、公式サイト内にキャンペーンページを作成し、公開すること。
- ・ 興味を引くキャンペーン名称及びハッシュタグを設定すること。

ウ 景品・抽選作業等

- ・ 当選者に配布する景品は、みきゃんデザインを用いた商品や県ブランド産品など、みきゃんや本県のイメージアップにつながるものを選定すること。
- ・ 必要条件を満たした参加者の中から、抽選により当選者を選定し、景品を当選者に発送すること。
- ・ 個人情報、景品の発送のみに使用すること。

エ その他

- ・ 景品代金及び景品贈呈に係る一切の費用は本事業経費に含む。

(3) SNS広告配信業務

① 基本的な業務内容

- ・ SNS広告等により、ターゲットに対して展開することとし、公式SNSアカウントの新規フォロワー獲得及び公式サイトの流入増加へとつなげるものとする。
- ・ 公式SNSアカウントについては、情報拡散性・リーチ等の特徴を整理した上で、目的を達成するために最適なSNSアカウントを1種類以上選定し、実施すること。
- ・ 広告実施にあたっては、クリエイティブプラン及びメディアプランについての効果検証が可能な設計とすること。

② 目標値（KPI）の設定

- ・ SNS漫画に係るKPIは、公式SNSアカウントのフォロワー数は広告経由以外も含めて合わせて3,700人増を下限とし、いいね数は16,900件を下限として目標値を設定すること。なお、数値目標（KPI）は、SNSアカウントごとに設定すること。
- ・ サイトコンテンツに係るKPIは、公式サイトの閲覧者数（ユーザー）は25,300人、SNSからの流入数（ページビュー）は3,200件を下限として、目標値を設定すること。

- ・ハッシュタグキャンペーンに係るK P Iについては、投稿件数 600 件を下限として、目標値を設定すること。
- ・そのほか、事業の進捗状況を把握する上で必要な数値目標を設定すること。
- ・目標値（K P I）を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・独自に提案するK P Iがあれば、設定根拠及びその効果検証のスキームや目標値を提示し、県と協議の上で決定すること。
- ・漫画家のSNSアカウントについても、いいね数等の数値目標を設定した上で、結果を示すこと。
- ・公式SNSアカウントに係るパスワード等の情報については、受託者決定後に愛媛県から提供する。

③ 実施回数・期間

- ・広告配信回数は目的に応じて最適な期間、投稿頻度を提案することとし、実現可能なスケジュールを設定すること。

(4) **効果測定及び報告業務**

① 基本的な業務内容

- ・上記（1）、（2）及び（3）の業務を通じて、リーチやエンゲージメント、獲得したファン数など、みきゃんファンの獲得及び本県の魅力発信にどれだけ寄与したか数値やコメントを分析しながら、各業務の効果検証を行うとともに、今後の効果的な展開のための対応策を提案すること。
- ・業務の実施途中であっても、愛媛県の求めに応じて詳細な分析結果等を報告すること。また、その分析結果を踏まえた改善が必要な場合は、本県と協議の上で改善策を講じること。

② 測定・分析・報告

- ・ファン数（フォロワー数）やコンテンツのリーチ数等、コンテンツや広告の効果検証に必要な指標を測定するとともに、これらの属性（年齢や性別等）も含め、月ごと又は投稿ごとに分析を行うこと。
- ・公式サイトの閲覧やSNSからの流入状況、ユーザーの属性等について分析を行うこと。
- ・上記の測定・分析については、最新の状況を愛媛県に報告すること。

③ 改善

- ・上記②の分析等に基づき、目的の達成に資する改善策を提案し、愛媛県と協議の上で実施すること。

(5) **その他**

- ・各業務に係るデジタルコンテンツ制作、調査・分析、報告等を含む一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、愛媛県の承認を得ること。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。

- ・企画提案ごとに、制作費、媒体費、運用レポート費を別立てとすること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

8 実施時期

- ・事業の実施時期については、次のとおりとするが、可能な限り早期の執行を目指すものとする。

デジタルコンテンツの公表：令和3年10月開始

ハッシュタグキャンペーン実施（公表～景品送付）：3月中旬までに終了

SNS広告配信：令和3年10月開始

9 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務は、新型コロナウイルスの影響下にあっても、実施可能もしくは代替案により対応できる設計とすること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

10 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したのものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

11 成果品

(1) 提出物

- ①実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（DVD-ROM）2枚
- ②ホームページデータ一式（CD-ROM）2枚
 - ・制作に使用した画像素材については、使用したデータに加え、別途psd形式（CS6）でデータ納品すること。

(2) 提出場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課
（〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2）

(3) 提出期限

令和4年3月31日

12 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

13 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

14 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。